

第2章 事故被害

1 不審者の侵入

A小学校での休み時間に突然、2年生の教室で大声がし、泣きながら子どもたちが教室を飛び出してきた。何事かと思い担任が教室にかけつけると、見知らぬ男がバットを持ち、大声をあげていた。

1 事例の分析と課題

- (1) 児童の安全確保を最優先とするとともに、教職員の受傷防止に配慮する。
- (2) 速やかに警察、消防署に通報するとともに、状況に応じて負傷者への応急処置など適切な処置が求められる。

2 未然防止のポイント

(1) 防災体制の確立

- ・日ごろから教職員の危機管理意識を高めるとともに、学校の状況に応じたマニュアルに基づき、不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施しておく。併せて、不審者を隔離するための具体的な対応の仕方や警察、消防署への通報を取り入れた訓練を定期的実施する。
- ・児童についても、多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
- ・児童に対する安全教育を計画的に実施し、被害に遭わないための行動の在り方、被害が発生した場合またその恐れがある場合の行動の仕方について指導する。

(2) 不審者の侵入防止体制の整備

- ・出入り口を限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。
- ・校内への受付を設置し、来校者をチェックする。(玄関付近に案内板を設置し、受付まで順路を明示しておく。)
- ・校地、校舎内外を定期的に巡視し、外部からの不審者がいないか確認する。

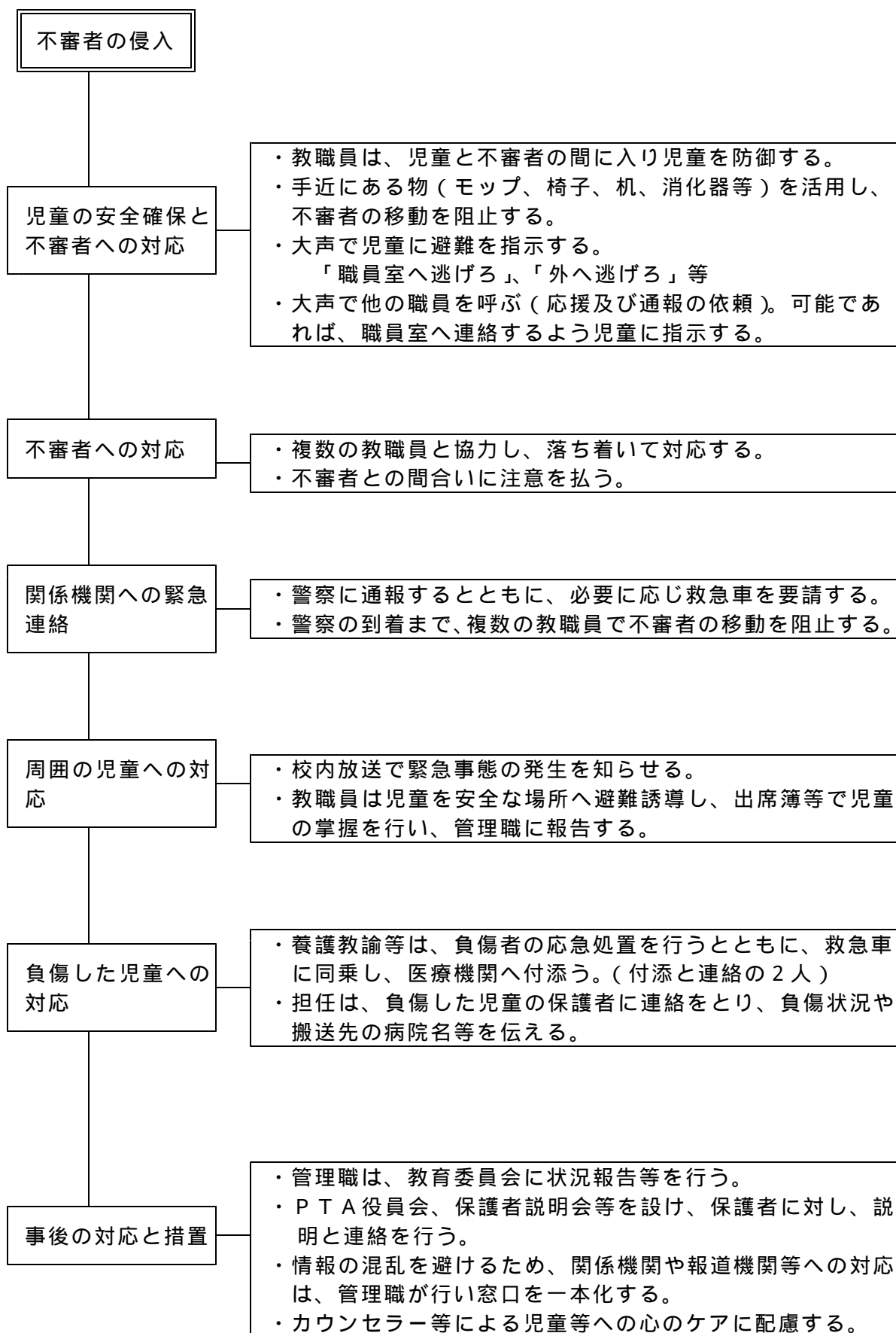
(3) 警察等の関係機関や家庭・地域社会との連携

- ・警察等の関係機関、保護者や地域社会等から不審者の情報が得られるように日ごろから連携の強化を図る。
- ・学校周辺のパトロール強化など、警察等の関係機関の協力を依頼する。

【参考】

「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年12月文部科学省)

3 緊急対応のポイント



2 授業中の事故（理科の実験中）

理科の授業で、水素を発生させ、マッチで引火し軽度の爆発を通して水素の存在を確認する演示実験をA教諭が行った後、生徒をグループ別に分け同様の実験を行わせたところ、B班のC生徒がフラスコを強く振り、水素発生源のゴム管近くでマッチを点火した瞬間、フラスコが破裂し、飛散したガラス片により、班の数人が大けがをしてしまった。

1 事例の分析と課題

- (1) 被害に遭った生徒の救急措置を最優先に行うことが大切である。
- (2) この事例では、突然の事故により生徒が精神的に動揺していることが考えられる。第二の事故を起こさないように、実験中止を指示し生徒を落ち着かせるための対応が求められる。
- (3) 事故防止策・事故発生時の対応について、事前に準備しておく。

2 未然防止のポイント

(1) 指導計画の作成

- ・生徒がゆとりをもって観察や実験に取り組めるように、無理のない計画を立てる。
- ・観察や実験での生徒の実態を十分把握し、安全に関わる指導内容を指導計画に位置づける。

(2) 実験前の安全確認

- ・教諭は、経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確認しておく。
- ・準備の際に、観察や実験に使用する器具類の点検を行う。
- ・実施する実験での器具や薬品の安全な取扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方について生徒に指導しておく。

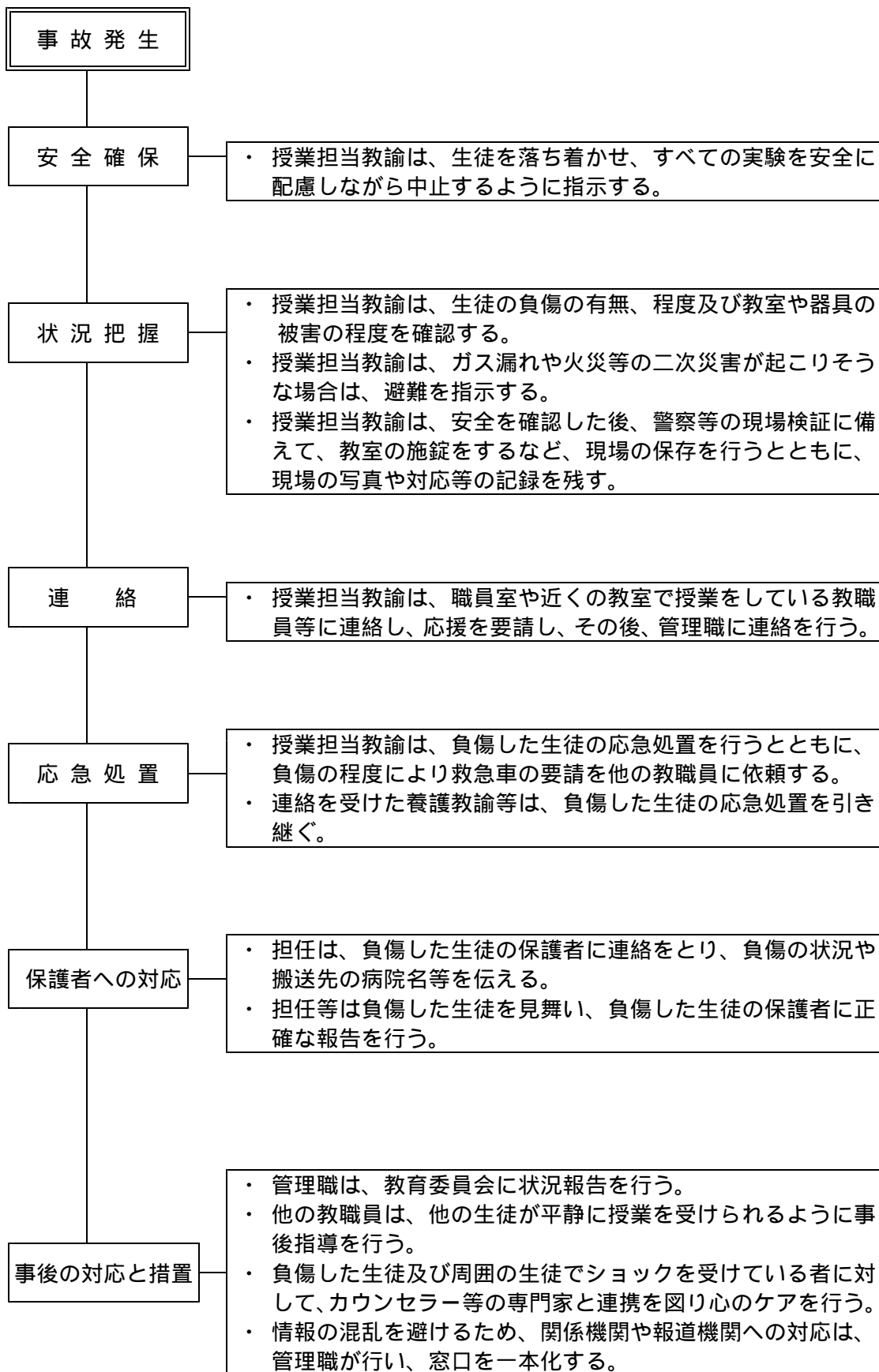
(3) 生徒に対する実験中の安全指導

- ・グループ実験では、生徒の役割分担を決め、責任を持って行うよう指導する。
- ・実験台の上を整理させる。不要な用具は片づけさせる。
- ・実験の注意事項を守らせ、ふざけたりさせない。順序立てて実施し、あわてて急いだりさせない。
- ・実験中は各班に対し適切な指導を行い、操作方法や実験の手順に誤りはないか確認する。
- ・必要に応じて、保護眼鏡を着用させる。

(4) 実験後の安全

- ・責任を持って後片づけをさせる。
- ・廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導を行う。処理が難しい廃液は廃液入れに回収する。金属、ガラス、紙や木、プラスチック類などに分けて回収する。
- ・実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。

3 緊急対応のポイント



3 授業中の事故（水泳）

6年生の水泳の授業中、25mクロールのタイム計測中にA児童がコース途中で突然動かなくなり沈みだした。

異変に気づいた担当教諭が、A児童をプールサイドに引き上げたところ、心臓が停止した状態にあった。

1 事例の分析と課題

- (1) 傷病者の意識の有無、顔色、呼吸等を速やかに観察・把握し、心肺蘇生法を実施するとともに、救急車の要請と他の教職員への連絡を迅速に行う。
- (2) 他の児童の精神的な動揺や不安を除き、落ち着かせる。

2 未然防止のポイント

(1) 水泳指導における安全管理

- ・児童の既往症等の有無をあらかじめ把握し、日常の健康観察を十分に行い、健康状態に留意して指導を行う。
- ・安全面に十分配慮しながら、児童の実態に則した指導計画を立て、個々の能力等に応じた学習指導に努める。
- ・プール施設の使用にあたって、実態に則した安全管理体制を組織し、排水口はネジやボルト等で固定する。また、浄水装置等の付属設備についても、定期検査はもとより始業時及び臨時の点検を日ごろから行い、安全管理に万全を期す。
- ・児童が安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身に付けさせる。
- ・監視の責任者は、あくまでも教諭などの指導者であるが、見学をする児童に補助的な監視者としての役目を与えたり、可能な範囲において複数の教員による監視を行うなど、安全確保のための監視体制の強化に努める。

(2) 当日の事故防止の徹底

- ・健康観察を十分行い、常に人員確認を実施する。
- ・水温、気温などの気象条件や時間帯を十分考慮する。

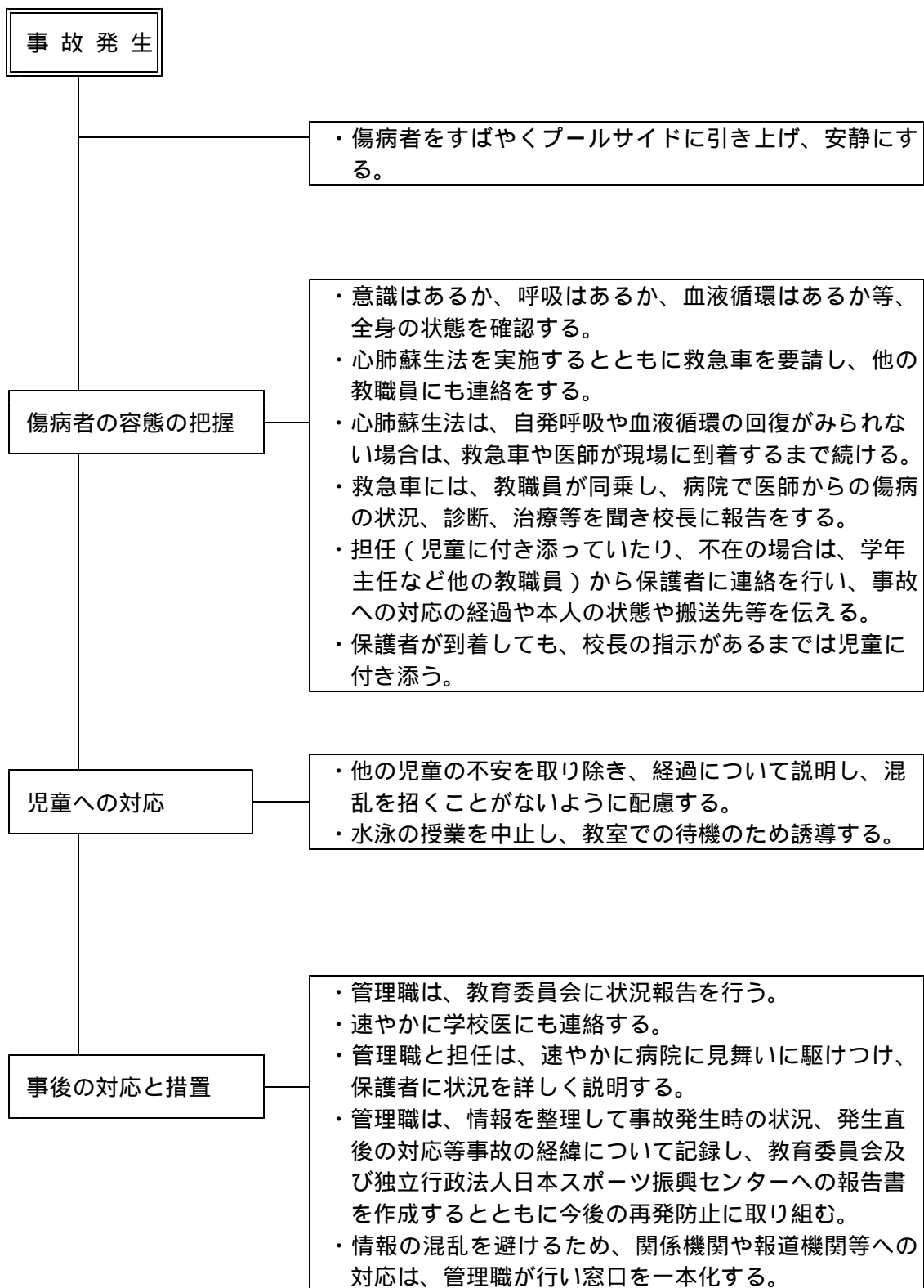
(3) 緊急時における学校体制の確立

- ・突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認をしておく。
- ・緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校児童の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく。

【参考】

- 「学校における水泳事故防止必携（改訂版）」（平成11年5月日本体育・学校健康センター）
- 「水泳指導の手引き（改訂版）」（平成5年5月文部省）

3 緊急対応のポイント



4 運動部活動中の事故

中学生男子バスケットボールの部活動中、準備運動後にダッシュを繰り返していたA生徒が、突然うずくまるようにして倒れ込んだ。
A生徒は、顔面蒼白で、意識がもうろうとした状態にあった。

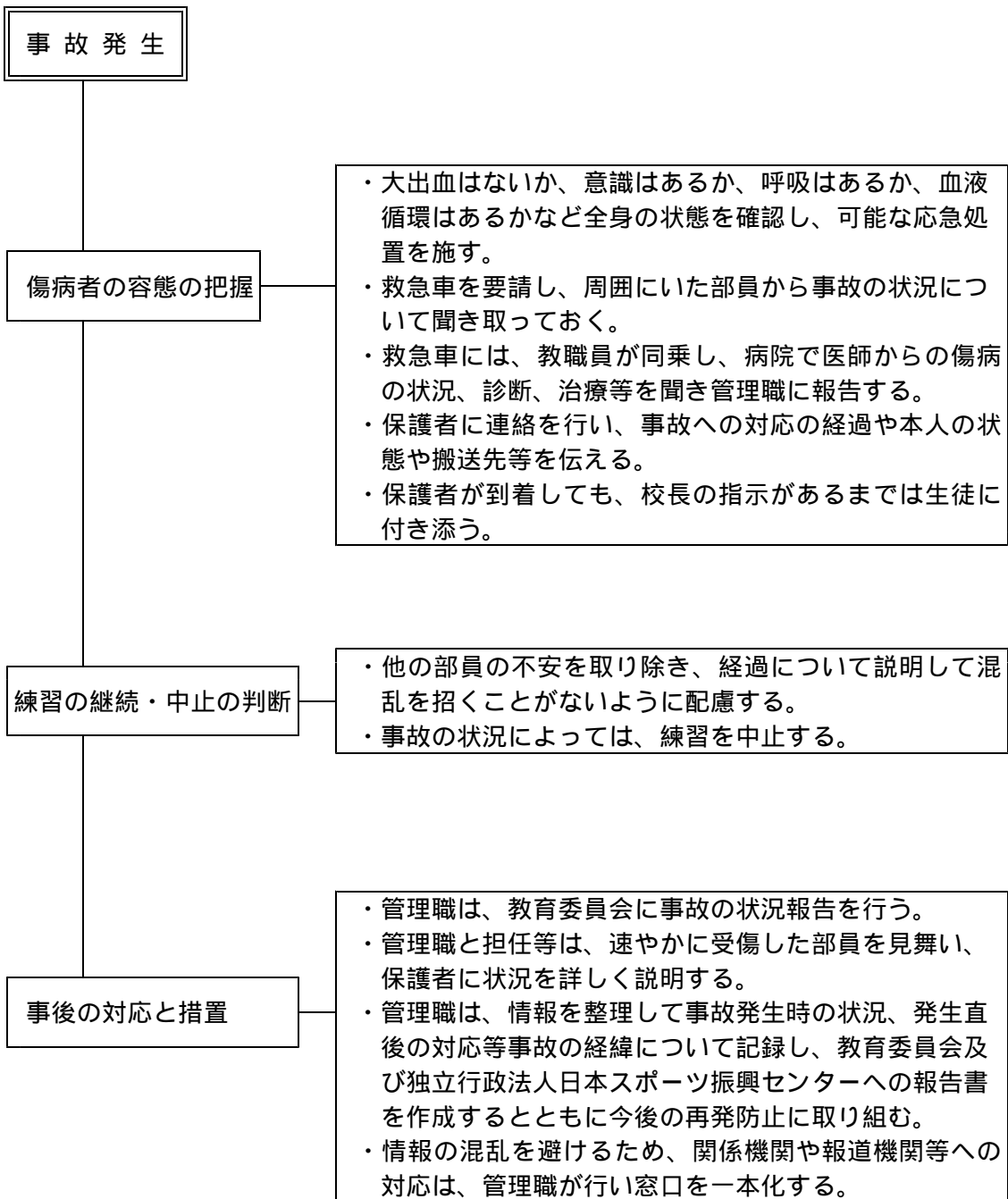
1 事例の分析と課題

- (1) 意識の有無、顔色、呼吸などをすばやく観察し、傷病者の状態を迅速に把握して応急手当を実施する。
- (2) 顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図り、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

2 未然防止のポイント

- (1) 部員の健康状態の把握
 - ・指導者は事故の未然防止のため、担任、養護教諭等との連携を図り、部員の心身の健康状態を把握しておく。
- (2) 安全指導の充実
 - ・指導者の観察だけでなく、部員に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。
 - ・自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導しておく。
- (3) 指導体制の確立
 - ・部活動は原則として指導者がついて活動することとするが、やむを得ず指導者が活動に遅れる場合や、途中で活動の場を離れる場合は、他の部の指導者に監督を依頼して、安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。
 - ・部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。
- (4) 施設・設備の安全点検
 - ・定期的に施設・設備の安全点検の励行を図る。
- (5) 緊急時における学校体制の確立
 - ・突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認しておく。
 - ・緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校生徒の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく。

3 緊急対応のポイント



5 交通事故

登校中の小学生が、歩行者用信号が青になり横断歩道を渡っていたとき、信号無視の自動車にはねられ、頭を強く打ち意識不明の重体になった。

1 事例の分析と課題

- (1) 登校中の事故であり、学校側の迅速な対応が求められる。
- (2) 事故に遭った児童はもちろん、事故を目撃した児童も動揺は大きい。心を落ち着かせるための対応（心のケア）が求められる。

2 未然防止のポイント

(1) 交通安全教育の推進

- ・学校は、児童の心身の発達段階や地域の実情に応じて交通安全教育を実施する。
- ・学級活動や学校行事及び関連教科等を中心に、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な交通安全教育の充実を図る。

(2) 通学路の点検・校区の危険箇所の確認と指導

- ・学校は、PTAなど地域と協力して定期的に通学路の点検を実施し、危険箇所の把握に努める。
- ・危険箇所を把握（通学路の交差点状況、横断歩道、工事箇所、河川等）したら、速やかに道路管理者等へ改善の要望を行う。併せて、教職員や保護者に危険箇所を周知するとともに、児童生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、警察等の関係機関への協力依頼等、組織的、計画的、継続的に安全対策に努める。

(3) 教職員の緊急体制の確立

- ・事故が発生した場合に備え、教職員の役割分担を定め、緊急時の対応について全員が理解しておく。
- ・学校連絡網、関係諸機関、保護者等への連絡先が、教職員の誰にでもわかるように一覧表を作成しておく。

【参考】

「学校保健・学校安全の手引き」（熊本県教育庁体育保健課）

3 緊急対応のポイント

